

「平成27年度 農業・農村の動向等に関する年次報告」の概要

平成28年6月
農政部

北海道農業・農村振興条例第4条の規定に基づき、平成27年度における農業・農村の動向及び農業・農村の振興に関して講じた施策について報告するものである。

〔第1部 北海道農業・農村の動向〕

第1章 北海道農業・農村を取り巻く情勢

○ 国際貿易交渉の動き

- ・ TPP（環太平洋パートナーシップ）協定では、貿易並びに投資の自由化等を進めるとともに、知的財産等幅広い分野で新たなルールを構築するものとし、日本は25年7月から交渉に参加し、27年10月アトランタでの閣僚級会合で大筋合意に至り、28年2月4日オークランドで参加12か国が協定文書に署名。
- ・ 物品市場アクセスのうち農産物に関しては、重要5品目（米、麦、甘味資源作物、牛肉・豚肉、乳製品）を中心に、国家貿易制度の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保などの措置がなされたが、農業者や地域の方々には国産品の価格低下などへの不安や懸念の声もある。

○ 農政の新たな動き

- ・ 国は、TPP大筋合意を受け、27年11月、「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、農林水産分野については、重要品目を中心に意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実を図ることとしている。
- ・ また、「規制改革実施計画」（26年6月閣議決定）及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」（26年6月改訂）を踏まえ、農業の成長産業化に資するため、農協、農業委員会及び農業生産法人の各制度の見直しを行うこととし、27年8月に関連法案が成立し、28年4月より施行された。
- ・ 道は、28年3月、28年度から32年度までを計画期間とし、道農政の中期的指針となる「第5期北海道農業・農村振興推進計画」を策定。推進方針として「農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有」と「国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進」を新たに追加。
- ・ 国は、収益力強化に計画的に取り組む水田・畑作・野菜・果樹等の産地に対して、農業機械等のリース導入や集出荷施設の整備等を総合的に支援する「産地パワーアップ事業」を創設。道内では、地域農業再生協議会が中心となって、生産力・競争力の強化に向けた各種取組を支援することとしている。
また、26年度補正予算において創設された畜産クラスター関連事業について、道内では地域の畜産クラスター協議会が中心となって、生産者の意欲向上と生産基盤の維持・強化を図るための畜舎等の施設整備、リース方式による農業機械の導入等に取り組んでいる。

第2章 北海道農業・農村の概要

○ 本道農業の特徴と地位

- 27年の本道の1経営体当たりの経営耕地面積は、26.5haで都府県平均の14.7倍、1農家当たりの乳用牛飼養頭数は118.6頭で同2.3倍、肉用牛飼養頭数は192.8頭で同5.0倍。

■ 本道と都府県の経営規模の比較(27年)

(単位：ha、頭)

区 分	北海道(A)	都府県(B)	(A)/(B)(倍)
経営耕地面積(1経営体たり)	26.5	1.8	14.7
乳用牛飼養頭数(飼養農家1戸当たり)	118.6	52.6	2.3
肉用牛飼養頭数(飼養農家1戸当たり)	192.8	38.3	5.0

資料：農林水産省「農林業センサス」、「畜産統計」

- 26年の本道の農業産出額は1兆1,110億円で、全国に占める割合は13.2%。
- 特に、乳用牛が3,949億円(全国シェア79.2%)、野菜が2,116億円(同9.4%)で、都道府県別で第1位になるなど、多くの部門で上位を占めている。

○ 農村地域の概況と人口減少問題への対応

- 北海道立総合研究機構の農林業センサスを用いた将来の農村の動向予測では、22年に172,779人であった販売農家人口は、37年には、10万人を下回る大幅な減少と予測。
- 一方、1戸当たり平均経営耕地面積は、22年に21.4ha/戸であったものが、37年には32.9ha/戸と大幅に増加すると予測。
- 道では、人口減少問題に対応するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、27年10月に「北海道人口ビジョン」と「北海道創生総合戦略」を策定。

第3章 農業構造

○ 農家戸数と就業構造

- 本道の販売農家戸数は、年々減少を続けており、27年は3万8,086戸で、前年に比べ4.1%減少。販売農家のうち主業農家は、2万7,828戸と73.1%を占めており、都府県の20.6%を大きく上回った。
- 基幹的農業従事者数は、27年は8万9,228人で、前年に比べ2.8%減。年齢階層別では、65歳以上の割合が35.1%と、都府県の66.1%を大きく下回っている。

■ 販売農家戸数と基幹的農業従事者数の推移

(単位：戸、人、%)

区 分	北海道		都府県
	26年	27年	27年
販売農家戸数	39,700	38,086	1,291,505
うち 主業農家数	28,000	27,828	266,100
構成比	70.5	73.1	20.6
基幹的農業従事者数	91,800	89,228	1,664,536
うち 65歳以上	32,300	31,300	1,100,772
構成比	35.2	35.1	66.1

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

○ 担い手の動向

- ・ 認定農業者数は、減少傾向にあったが、27年産は経営所得安定対策によって前年より322経営体増加し、27年3月末現在で3万1,286経営体。
- ・ 新規就農者は26年は612人で、このうち新規学卒就農者は204人、Uターン就農者は283人、新規参入者は125人。近年、おおむね600～700人程度で推移。なお、新規参入者は調査を開始した昭和45年以降、過去最高。

○ 地域農業支援システム

- ・ 高齢化・労働力不足の中で、地域農業を支えるコントラクターが、27年3月末現在で330組織、TMRセンターが、26年度で61組織と、ともに年々増加。
- ・ 酪農ヘルパー利用組合は、27年8月現在で90組合で、道東・道北の酪農専業地帯のほぼ全ての市町村に設立。

○ 担い手への農地の利用集積

- ・ 27年3月末では、耕地面積114万8千haのうち認定農業者等の担い手に集積された農地面積は100万5千ha(集積率87.6%)で、前年に比べ8千ha(1.0%)増加。
- ・ (公財)北海道農業公社が道から農地中間管理機構の指定を受け、26年4月より開始した農地中間管理事業は、事業制度の周知も進み、機構が借り受けた農地は、26年度の52市町村の3,549haから、27年度は69市町村の9,550haに拡大。

第4章 消費者の信頼に支えられた安全・安心な食づくりや環境と調和した農業の推進

○ 道産食品の安全・安心の確保

- ・ GAPは、27年3月末現在で道内では484産地が導入しており、ホクレンなどJAグループの定めたGAPに取り組む産地が過半を占めているほか、第三者が認証するJGAPやグローバルGAPに取り組む産地等も増加。

○ 愛食運動の推進

- ・ 27米穀年度(26年11月～27年10月)の北海道米の道内食率は、目標である85%以上に対し88%を達成。
- ・ 道産小麦の利用拡大を進めるため、「麦チェン！」運動を展開。道産小麦を使用する「麦チェンサポーター店」の登録数は、28年3月末現在で326店。

○ 環境と調和した農業の推進

- ・ 「YES!clean表示制度」を活用している生産集団は、27年度で延べ334集団で、1万393戸の農家が、55作物を生産。
- ・ 有機農業への取組は、有機JAS認定農家数が299戸(27年3月末現在)で、販売農家に対する割合では0.7%。

第5章 主要農畜産物の生産等の動向

○ 稲作

- ・ 27年産米の作付面積は10万7,800ha、収穫量は60万2,600トンで、作況指数は「104」となり、23年産から5年連続して作況指数100を上回る豊作。27年産米の食味ランキングは、「ななつぼし」が6年連続、「ゆめぴりか」が

5年連続で最高ランクの「特A」を獲得。27年産から正式な審査対象となった「ふっくりんこ」も「特A」を獲得するなど、全国的にも高い評価。

- ・ 国は平成30年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも行政・生産者団体・現場が一体となって需要に応じた生産を行う米政策改革を推進することとしており、本道においても道及び関係機関等による検討組織を設置し、具体的な工程表を策定し、取り組みを進める。

○ 畑作

- ・ 小麦の作付面積は、12万2,600haと前年に比べ0.6%減少。4月以降天候に恵まれ生育が良好であったことなどから、収穫量が過去最高の73万1,000トンと前年に比べ32.6%増加。1等麦比率は、89.8%となり、成分品質も良好。
- ・ 大豆の作付面積は、小豆からの移行などもあり、3万3,900haと前年に比べ18.5%増加。収穫量は、単位当たり収量が平均収量対比107%となり、8万5,900トンと前年に比べ16.7%増加。
- ・ 馬鈴しょの作付面積は、5万1,000haと前年に比べ1.0%減少。一方、収穫量は、単位当たり収量は前年同様で、189万7,000トンと前年に比べ1.0%減少。
- ・ てん菜の作付面積は、減少傾向にあったが、27年産は5万8,800haと前年に比べ2.4%増加。一方、収穫量は、単位当たり収量の増加もあり、392万5,000トンと前年に比べ10.0%増加し、根中糖分は直近7年では2番目に高い17.4%。

■ 主要農産物の作付面積・収穫量の推移

(単位：ha、トン、%)

区 分	作付面積			収 穫 量		
	26年産	27年産	増減率	26年産	27年産	増減率
水 稻	111,000	107,800	▲ 2.9	640,500	602,600	▲ 5.9
小 麦	123,400	122,600	▲ 0.6	551,400	731,000	32.6
大 豆	28,600	33,900	18.5	73,600	85,900	16.7
馬鈴しょ	51,500	51,000	▲ 1.0	1,916,000	1,897,000	▲ 1.0
てん菜	57,400	58,800	2.4	3,567,000	3,925,000	10.0

資料：農林水産省「作物統計」

○ 園芸

- ・ 野菜の作付面積は、ここ数年減少傾向で推移しており、26年は5万6,500haと前年比で300ha減少したが、農業産出額は、2,116億円と前年比で126億円増加。
- ・ 道では、加工・業務用需要に対応できる野菜産地を戦略的に育成するため、「新たな野菜戦略的産地育成事業」を実施し、省力・低コスト生産システムの実証等に取り組んでいる。

○ 畜産

- ・ 生乳生産量は、担い手の減少に伴う搾乳牛頭数の減少に加え配合飼料価格の高止まり等により25、26年度は前年を下回ったが、27年度は乳価の引き上げや地域における各種増産対策の実施などもあり、前年度を2.0%上回る390万トン。
- ・ 国は、生乳取引の改善を図るため「生乳取引のあり方検討会」を設置し、乳価交渉時期の明確化や生乳の有利販売の拡大などとともに、28年度から入札取引を試行的に実施することとしている。

- ・ 牛肉生産量は、8万9,000トンで全国1位（シェア17.3%）。
- ・ 国は、27年11月に策定した「総合的なTPP関連政策大綱」において、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)を法制化し、補てん率を8割から9割に引き上げるなど、制度を見直すこととしている。

○ 植物防疫対策の推進

- ・ 27年8月、オホーツク総合振興局管内において、畑作の重要病害虫であるジャガイモシロシストセンチュウが国内で初めて確認され、道では、試験研究機関と線虫種別診断法や抵抗性品種の育種及び防除体系の確立の研究を進め、当面のまん延防止対策を指導。

第6章 農業・農村における付加価値向上

○ 道産農産物・食品の販路拡大と輸出

- ・ 本道より海外に輸出された農畜産物は、27年には総額35億7,600万円、前年より11億2,500万円増加。
- ・ 品目別では、ながいもが18億5,200万円、LL牛乳が5億9,900万円となり、この2品目で輸出総額の69%を占める。道はホクレンなどと協議会を設置し、海外市場の開拓に取り組む。
- ・ また、道では27年10月に開催された「2015年ミラノ国際博覧会」に関係団体とともに出展し、料理ショーや試食などを通じて北海道の食の魅力をPR。

○ 6次産業化の推進

- ・ 地域の食資源をいかした6次産業化を推進し、農村での所得と雇用の創出に取り組む中で、農産物加工や観光農園等の取組が増加。道では、こうした動きを踏まえ、地域ぐるみでの活動を促進するための支援を実施。
- ・ 27年7月に関係機関・団体等が参集する協議会を設置して意見交換等を行い、6次産業化等を進める道の方向性を示す「北海道6次産業化・地産地消推進戦略」を28年3月に策定。

第7章 農業経営の動向

○ 農業経営の動き

- ・ 26年の1経営体当たりの農業所得は、水田作経営では、米の価格の下落などにより前年に比べ減少。畑作経営では、てん菜や馬鈴しょの販売額の増加などにより前年に比べ増加。酪農経営では、乳価上昇や個体販売価格の上昇などにより前年に比べ増加。

■ 本道の農家経済の概要（1経営体当たり）

（単位：千円、%）

区 分	水田作経営			畑作経営			酪農経営		
	25年	26年	増減率	25年	26年	増減率	25年	26年	増減率
農業所得	4,981	4,107	▲17.5	8,512	10,116	18.8	9,985	11,866	18.8
農業粗収益	14,357	13,923	▲3.0	28,852	31,687	9.8	65,015	69,120	6.3
農業経営費	9,376	9,816	4.7	20,340	21,571	6.1	55,030	57,254	4.0
農業所得率	34.7	29.5	▲5.2	29.5	31.9	2.4	15.4	17.2	1.8

資料：農林水産省「農業経営統計調査」

注：農業所得の増減率は、対前年増減率。農業所得率の増減率は、対前年差

第8章 農業・農村の基盤整備と技術の開発・普及

○ 農業・農村の整備

- ・ 道は、「北海道農業農村整備推進方針」に沿って、農地等の地域資源の保全整備を進め、多面的機能の十分な発揮や、安全で安心な「食」の供給力を最大限に発揮させる生産基盤づくりとあわせて、安心して快適な農村づくりを推進。
- ・ 足腰の強い農業経営を目指した水田整備、競争力のある強い農業を目指した畑地整備、飼料自給率の向上を目指した草地整備などの農業生産基盤とともに、農畜産物輸送の効率化を目指す農道整備や農村地域の生活環境整備等を推進。
- ・ また、27年6月に策定した北海道インフラ長寿命化計画に基づき、農地防災施設や農業水利施設を対象に、最適なメンテナンスサイクルの構築に取り組む。

○ 農業技術の開発・普及

- ・ 道総研農業研究本部等は、27年度の研究成果として、新品種では、移植・直播栽培の両方で多収な飼料用米品種「空育181号」、落葉病・茎疫病・萎凋病抵抗性で耐倒伏性に優れる小豆新品種「十育164号」、加熱加工適性と収量性に優れ剥皮加工歩留まりが高い長球形質を有し貯蔵性の高いたまねぎ新品種「北見交65号」、大果で規格内収量がやや多いいちご新品種「空知35号」等を開発。
- ・ 新技術では、てん菜の西部萎黄病の発生生態と媒介虫の越冬抑制による病害低減技術、黒毛和種及び交雑種去勢牛の育成・肥育一貫飼養における牧草・とうもろこしサイレージ給与技術、飼料作物では地下茎型イネ科草種に対応したチモシー採草地の植生改善技術と地域における植生改善推進法等を開発。

第9章 農業関係団体の動き

○ 農業協同組合

- ・ 27年度末現在の総合農協数は109。道は、組織基盤の強化や合併などに向けた指導等の取組を推進。国は、農協が、農業者の所得向上に全力投球できるよう農協法を改正し、28年4月より施行。
- ・ JAグループ北海道では「北海道550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある農村』」を将来ビジョンとして「農業所得20%増大」や「新規担い手倍増」などを目標に掲げ、今後着実に実践。

○ 農業共済組合

- ・ 共済事業を安定的に運営していくため、道央圏の9組合及び道南圏の5組合で、それぞれ29年3月の合併に向けて検討を進めている。

○ 土地改良区

- ・ 26年度の土地改良区数は74。道は、統合整備等の再編などに向けた指導等の取組を推進。

○ 農業委員会・農業会議

- ・ 27年の農業委員会数は、169市町村に170設置。また、改正農業委員会法が28年4月施行。農業委員の選出方法が市町村長の任命制に一本化されたほか、担い手への農地利用の集積・集約化等を行う「農地利用最適化推進委員」が新設。

第10章 活力ある農業・農村づくり

○ 農業・農村への道民理解

- ・ 道は、都市と農村の交流に意欲のある農業者の農場を「ふれあいファーム」として登録。27年度末で951農場が登録。
- ・ 道では、農業・農村情報誌(コンファ：年2回)の発行や、農業・農村ふれあいネットワークによるマスメディア等での様々な情報の提供などにより農業・農村への道民の理解促進に取り組む。

○ 農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組

- ・ 多面的機能支払交付金の「農地維持支払交付金」では、147市町村の841組織が水路、農道などの地域資源の基礎的な保全等の取組を行い、「資源向上支払交付金」では、765組織が水路、農道等の施設の簡易な補修等を実施。
- ・ 26年度における中山間地域等直接支払交付金は、97市町村で356の協定がなされ、耕作放棄の防止や多面的機能の増進、機械・農作業の共同化など、集落の状況に応じた共同取組を実施。

○ 農業・農村とのふれあいの場の提供

- ・ 農産物の加工・販売、市民農園、ファームインなど都市との交流促進を通じ、交流人口の増加や6次産業化など地域の所得、雇用に大きな効果が期待されている「グリーン・ツーリズム」関連施設数は、27年で2,532件と年々増加。

〔第2部 農業・農村の振興に関して講じた施策〕

第4期北海道農業・農村振興推進計画の4つの推進方針に即した施策を総合的に展開し、安全で良質な農産物を安定的に生産するとともに、個性が活きる活力ある農村づくりを推進。

農業基盤整備や農畜産物の高品質化と省力・低コスト生産及び畜産クラスターの推進、新規就農者の広域受入体制の強化や地産地消・食育の推進、6次産業化や輸出の促進、ICTやロボット技術を活用したスマート農業の推進や多面的機能の維持・強化に向けた地域共同活動への支援、都市の農村の共生・対流の促進などを進める施策を展開。

第1 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

1 安全・安心な食料の安定供給

- ・ GAPやHACCP、適正な食品表示の促進などに取り組むほか、道産食品独自認証制度のPRなど食の北海道ブランドづくりを推進するとともに、地産地消の取組や道民運動としての「愛食運動」を総合的に展開。
- ・ 多様なニーズに対応した北海道米の需要拡大に向けたPRの強化や、輸入小麦から道産小麦への利用転換を推進する「麦チェン！」運動を推進。

2 農業の持続的発展

- ・ 消費者ニーズに応える農業生産を推進するため、クリーン農業や有機農業などとともに、米の直播栽培などの多様な需要に対応した生産体制づくり、秋まき小麦「ゆめちから」の安定生産、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性

品種の普及拡大、養液栽培等の活用による施設園芸の高度化等を推進。

- ・ 生産・集出荷体制の整備など産地体制の構築や道産農畜産物の高付加価値化を進めるとともに、自給飼料の増産や飼料用米の利用拡大、エゾシカによる農業被害の防止、ジャガイモシロシストセンチウのまん延防止、品質や収量性、加工適正に優れた品種の開発、低コスト生産技術の普及。

3 環境と調和した農業の推進

- ・ YES!clean農産物の消費者等への表示制度の普及・啓発、化学合成農薬や肥料を5割以上削減する高度なクリーン農業技術の開発・普及を促進するとともに、有機農業については、「北海道有機農業推進計画」に基づき、有機農業者の連携構築、有機農業技術の開発・普及、有機農産物のPRを実施。

第2 北海道農業・農村を支える意欲ある人づくり

1 農業生産や地域活動を担う多様な人づくり

- ・ 新規就農者の受入体制を強化するための相談活動や就農前研修の実施、青年等就農資金の貸付や青年就農給付金の給付、法人化による経営継承への支援、酪農・畜産を生業とする移住希望者への農場の整備・リースへの助成。
- ・ 農業大学校での高度な経営力を備えた農業後継者等の育成、農業改良普及センターによる技術・経営指導、女性農業者が農業・農村社会で活躍できる環境づくりを推進。

2 地域農業を支えるシステムづくり

- ・ 認定農業者の経営改善に向けた活動支援や農業経営の法人化に向けた人材育成のための研修会の開催、農地や農作業の引受など地域農業支援の役割を担う複数戸による農業法人設立への支援の実施。
- ・ 経営体の労力負担の軽減や機械・施設投資の抑制などによる経営の安定化を図るため、コントラクターやTMRセンターなど農作業受託組織の育成・確保の推進。

第3 農業生産の基本となる優良農地の確保・整備と効率的な利用

- ・ 「北海道農業農村整備推進方針」に基づき、農作物の収量や品質、農作業効率を向上させる大区画化や、農作物の生産拡大につながる暗渠排水、土層改良、農業水利施設など、農業生産を支えるための整備を推進。
- ・ 担い手への農地集積及び農地の分散錯圃の解消や耕作放棄地の発生防止を図るため、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を推進。

第4 農業を核とした産業展開と快適で豊かな農村づくり

- ・ 地域資源を活かしながら、アグリビジネスや地域ブランドづくりに取り組む6次産業化を促進。国内外に向けた道産食材の新たな需要づくりの推進。
- ・ グリーン・ツーリズムやふれあいファームの取組みを一層進めるとともに、農業体験学習を推進するなど、実践活動等による農村づくりを推進。